

小田原市観光協会訪日外国人おもてなし事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市内に外国人観光客の誘致を推進するため、小田原市観光協会訪日外国人おもてなし事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、小田原市観光協会会員とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、外国人観光客が小田原市観光協会会員の市内施設を利用するに当たって、各種案内を外国語表記する等外国人観光客をもてなすことを目的とした次に掲げる事業とする。ただし、市その他の団体から補助金を受けている事業及び昨年度の事業で補助金を受けている事業は除く。

- (1)外国語表記をしたパンフレット又はリーフレット作成事業
- (2)外国語表記をした商品メニューの作成事業
- (3)外国語表記をした看板又は案内板(以下「看板等」という。)の作成及び設置事業
- (4)外国語表記をしたホームページの作成事業
- (5)外国語と日本語が翻訳できる翻訳機
- (6)前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費(翻訳料を含む。)とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の補助率は10/10とし、補助金の額は、5万円を限度とする。
2 補助金の交付は、年度において1事業者1回とし、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらか

はじめ小田原市観光協会訪日外国人おもてなし事業補助金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1)事業仕様書(第 2 号様式)
- (2)見積書の写し
- (3)その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 7 条 会長は、前条の規定により申請を受けた場合において、書類を審査の上、適当と認めるときは、小田原市観光協会訪日外国人おもてなし事業補助金交付決定通知書(第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第 8 条 補助対象事業の着手は、交付の決定の通知がされた日以後に行わなければならない。

(事業内容の変更又は中止)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、小田原市観光協会訪日外国人おもてなし事業内容変更(中止)承認申請書(第 4 号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1)変更事業仕様書(第 5 号様式)
- (2)見積書の写し

2 会長は、前項の規定により申請を受けたときは、書類を審査の上、適当と認められたものについて、小田原市観光協会訪日外国人おもてなし事業内容変更(中止)決定通知書(第 6 号様式)により同項の規定により申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該年度の末日までに、小田原市観光協会訪日外国人おもてなし事業補助金実績報告書(第 7 号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1)事業実績書(第 8 号様式)
- (2)事業施行後の写真又はパンフレット等の成果品
- (3)補助対象経費に係る領収書の写し

(4)その他会長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第 11 条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の実施報告書とともに小田原市観光協会訪日外国人おもてなし事業補助金交付請求書(第 9 号様式)を会長に提出し、補助金の請求をするものとする。

附則

この要綱は、令和 2 年 1 月 14 日から施行する。